



法学館憲法研究所公開研究会「現代の諸問題と憲法」第4回

地方自治と憲法

2010年2月20日

法学館憲法研究所が主催している公開研究会「現代の諸問題と憲法」の第4回目が東京・伊藤塾高田馬場校で開かれました。テーマは「地方自治と憲法」。憲法の観点から地方自治の現在とこれからの課題について、話されました。

◆ 地方自治保障の憲法戦略

白藤博行教授（専修大教授・弁護士）は、日本国憲法第8章（92～95条）で定められている地方自治について、「92条で『地方公共団体の組織

事）が全事務の8割以上を占めており、この体制が戦後から続いていました。それを改善するために、1999年に地方自治法が改正され、第一次分権改革（中央集権的な関係ではなく、地方でできることは、地方でやる）がすすめられ、同時に、それまで行政で行われてきたものを民間と協働する試みがされていますが、単なる民間企業化＝市場化にとどまっているの現状の問題点を指摘し、改めて憲法の規定する「地方自治の本旨」に基づく分権実現の必要性を強調しました。



白藤博之 教授



浦部法穂 教授

及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める』とあり、地方自治の本旨＝自治権の保障を破る法律は憲法違反ということであり、地方自治を保障するものとして、すばらしいもの」にもかかわらず、『法律でそれを定める』にあたる地方自治法が、憲法の理念の実践を妨げている「わるさ」をしているのが現状であると強調しました。

かつては、下級自治体の事務（仕事）は機関委任事務（国の指揮監督の下で下級行政庁が行う仕

◆ 浦部教授のコメント

浦部法穂教授（神戸大名誉教授・HuRP 理事長）はコメントの中で「現在の地方分権改革は、『自治の促進』を掲げているが、現実には『地方は地方の責任でやりなさい』ということ。しかし、かつての高度成長期に、地方の若者の多くが都市へ働きに出て以降、地方では人が減り、長期の不景気で地方にお金がない今、地方は地方でと言われても、はたして成り立つかは疑問です」と述べました。

このあと、前国立市長の上原公子さんから「地方自治は憲法 11、97 条（基本的人権）、ひいては 25 条（生存権）の観点から考えられるべきです」とコメントされました。また、檜原村村議会議員の丸山美子さんから「小さい自治体では利害関係が強く、平安を保つために口をつぐんでしまうことがよくあります。おかしいことはおかしいとはっきりと言える、自治体が幸せを感じるこののでき

る地域社会をめざしたいです」と感想を述べられました。

地方が憲法的観点から、財政も含め分権化されなければ、結局、そこに住んでいる人に犠牲を強いるような地方行政のみを続けることとなり、国にとっても住んでいる人にとっても、「人間らしい生き方」を阻むことになってしまうということを今回の研究会で再認識できました。（T 本）

法学館憲法研究所主催 連続講演会 **日本国憲法と裁判官**

2010 年 2 月 4 日（木）

2009 年 5 月 21 日、市民が裁判に参加する裁判員制度がスタートし、全国各地で裁判員裁判が行われています。法学館憲法研究所では、実際に裁判官の仕事をしてきた方々の講演会を毎月開催し、憲法と裁判官の役割、裁判とはどのような場なのか、裁判員には何が期待されるのか、などを語っていただくものです。

第十回目 有満俊昭さん・山田真也さん



有満俊昭 さん

有満さんは、「大学で人権に関する本に触れ、人権を守る仕事に就こうかと考えました。しかし、修習時代、研修所に『一人の無辜も罰しないということも大事だが、真犯人は絶対に逃さないぞという姿勢も大事だ』という教官の姿勢には懸念を覚えました。また、『証拠をでっち上げるようなことはしないが、不利になるような証拠は絶対に出さない』という検事もいました」と話されました。そして冤罪について、「『その国の人権状況は、刑事訴訟手続きに表れている』と言われていますが、先に話したような人がいることや、自白中心の取調べや、代用監獄、被疑者に有利になるよう

な証拠の隠滅が存在は、冤罪の温床になっていると思います。これをなくすためには、冤罪事件の裁判所における原因の検証、研究をする制度を設け、徹底的に事件を調査し尽くし、どうすれば良いかを論じることだと思います」と述べました。

山田さんは、『徳島ラジオ商事件』の再審裁判を担当された裁判官の一人です。

徳島ラジオ商事件は、1953 年に徳島県で発生し



山田真也 さん

た強盗殺人事件で、犯人とされた富士茂子さんが、刑の確定後の 1985 年 7 月 9 日に山田さんも裁判官を務めた徳島地裁の再審によって無罪が言い渡された冤罪事件です。

この事件について「判決文を読み直したりインターネットで調べたりして、思いめぐらせると、裁判所としてはずかしい事件であったなあという思いがこみ上げてきます。どうしてこのようなことになってしまったのか」と述べました。そして、存命中に再審が開かれなかったことについて、「人間だから間違えがあるのはどうしようもないが、有罪の決めてとなった証人が証言をくつがえし

た。おかしいはずなのに、裁判所は再審を認めなかった。制度にのっとって出された結論に間違いはないという思いこみ、制度への依存が冤罪を産みます」と、制度信仰、制度依存におちいっていたことを話されました。

冤罪はあってはならないものです。しかし、い

ま報道されている事件の被疑者・被告人について、「これは冤罪ではないのだろうか」と思い至りにくいところに、歯がゆさを感じます。犯罪報道をそのまま受け入れるのではなく、「無罪推定」の視点から、その内容を見直すことの必要性を痛感します。

(T 司)

news;

「法学館憲法研究所報 第2号」 刊行のご案内

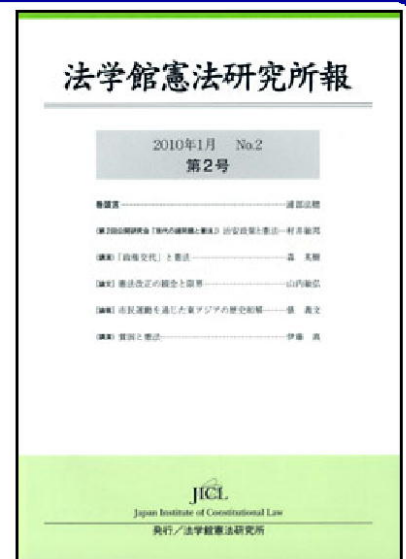
◆『法学館憲法研究所報 第2号』

2010.01刊行 法学館憲法研究所／税込800円

2009年7月、憲法の理念を広げ、市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として出発した「法学館憲法研究所報」、2010年1月に第2号を刊行しました。いっそう多くの市民、学生、研究者の方々にご活用いただけるようご案内いたします。また、創刊号につきましても引き続き、購読・定期購読をご案内しております。あわせてご利用下さい。

「法学館憲法研究所報」は、毎年2回発行していく予定です。ここには、憲法とその考え方を解明する論文を掲載するとともに、現代の諸問題を憲法の観点から検証する公開研究会の模様も紹介します。市民の皆さんの憲法に関する発言も掲載します。市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として、多くの市民、学生、研究者の方々にご覧いただきたいと考えています。

ご購入は、HPより申し込みフォーム <https://www.jicl.jp/form/order.php>
または 150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-5 法学館憲法研究所
Tel 03-5489-2153 までお問い合わせください。



news;

山手線、朝の座席収納を終了

冒頭の公開研究会「地方自治と憲法」で浦部教授が、東京のJR山手線の、朝の通勤時に座席がなくなる6扉車両について、「あれでは物を運んでいる車両だ。人道に反しています」とコメントされましたが、折しも2月22日から、終日座席が出されるようになりました。

これは山手線の全駅に安全確保のためのホームドアを設置するにあたり、車両を統一する必要があるため6扉車両を廃止するためとのことです。筆者もこの車両に毎日乗っています。空いていればそれほど感じないのですが、混雑しているときに乗ると、なんとなくみじめな気持ちになるものです。また、お年寄りの方が乗って面食らって他の車両に行ったりするのをたびたび見たことがあります。

車両の廃止よりかなり早く座席収納の廃止をしたことに、人道的判断が含まれればよいのですが。(T 本)



(写真は100周年記念時のチョコレート色の山手線)

■ 1万人の鎖がネオナチのデモを阻止

ドイツ東部のドレスデンで2月13日、第2次大戦末期の1945年に米英軍の爆撃で壊滅的打撃を受けてから65年となるのに合わせ、ネオナチグループがデモ行進を計画したところ、市民ら約1万人が「人間の鎖」を作って阻止しました。

ネオナチは新市街に集結。市民はエルベ川を挟んで対岸にある旧市街に鎖を作って対抗した。鎖にはザクセン州のティリヒ首相やドレスデンのオロス市長、教会指導者、政治家も参加。同市長は「追悼の日を利用しようとするネオナチに立ち向かおう」と訴えました。

一方、市内各地でネオナチと反対派による衝突も発生。警察によると29人を拘束し、警察官15人を含む少なくとも27人が負傷しました。

■ 国連がイランの人権についての報告書

マレーシア内務省当局者は2月18日、3人のイスラム教徒の女性に対し、イスラム教で禁じられた婚外交渉を行ったとしてムチ打ち刑を執行したことを明らかにしました。

3人は結婚後に別の男性と性交渉を持ったことがイスラム教の教えに反するとされ、宗教裁判所が昨年12月から今年1月にかけて、それぞれにむち打ち刑の判決を下しました。衣服を着たままの状態で背中を打たれたが、外傷は負わなかったとしています。

国際人権団体アムネスティ・インターナショナルは、執行が明らかになった直後、マレーシア政府に女性へのムチ打ちをやめるように求めました。

カラダに平和を 自炊のススメ

45 れんこんとにんじんのひき肉炒め

先日実家に帰ったとき、出されたおかずです。れんこんはすこし厚めでした。自宅に帰って、そのボリュームを再現しました。はさみ揚げなどより、簡単にできますので、おすすめですよ。

材料：れんこん、にんじん、ひき肉

手順：

1. れんこんは酢水につけて、アクをとり、5mm～1cmくらいの輪切りにする。にんじんはひとくち大に切る。
2. 熱したフライパンに油を敷き、れんこん、にんじんを炒める。
3. 火が通ったらひき肉を入れ、さらに炒める。
4. しょう油、砂糖で味をつけ、しあげにみりんをたらしてひと炒めでできあがりです。

れんこんは「先を見通す」といわれ、縁起ものとして好まれますが、れんこんの穴にひき肉が詰まって、縁起としてはあまりよろしくないかもしれません。でも、れんこんとひき肉の歯ごたえは目が見開かれて、カラダの見通しがよくなることうけあいです。ぜひ、お試しください。



廃業したJR品川駅前の「京品ホテル」(2008年11月号に廃業反対の集会の様子を掲載)の元従業員が、ホテルを相手に従業員としての地位の確認を求めた訴訟の和解が、東京地裁で成立しました。詳しいことはわかり次第お知らせします。「良い結果」とのことです。暗いニュースの多い中で、春を思わせる明るいニュースでした。(T本)

